

第9回 西区協議会 次第

日時：令和2年1月29日(水)

午後1時30分～3時30分

会場：西区役所 3階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 諮問事項

第 3 号 浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について

(2) 協議事項

第 10 号 西区協議会新委員推薦案について

第 11 号 西区協議会公募委員の推薦について

(3) 報告事項

第 3 号 弁天島海浜公園再整備事業について

4 その他

(1) 今後の開催予定について【令和2年 月 日 () 午後1時30分から】

(2) その他

5 閉 会

第9回西区協議会 事前配付資料

◎議 事

(1) 諮問事項

第3号 浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について … 1～4 頁

(2) 協議事項

第10号 西区協議会新委員推薦案について … 5～6 頁

第11号 西区協議会公募委員の推薦について … 7 頁

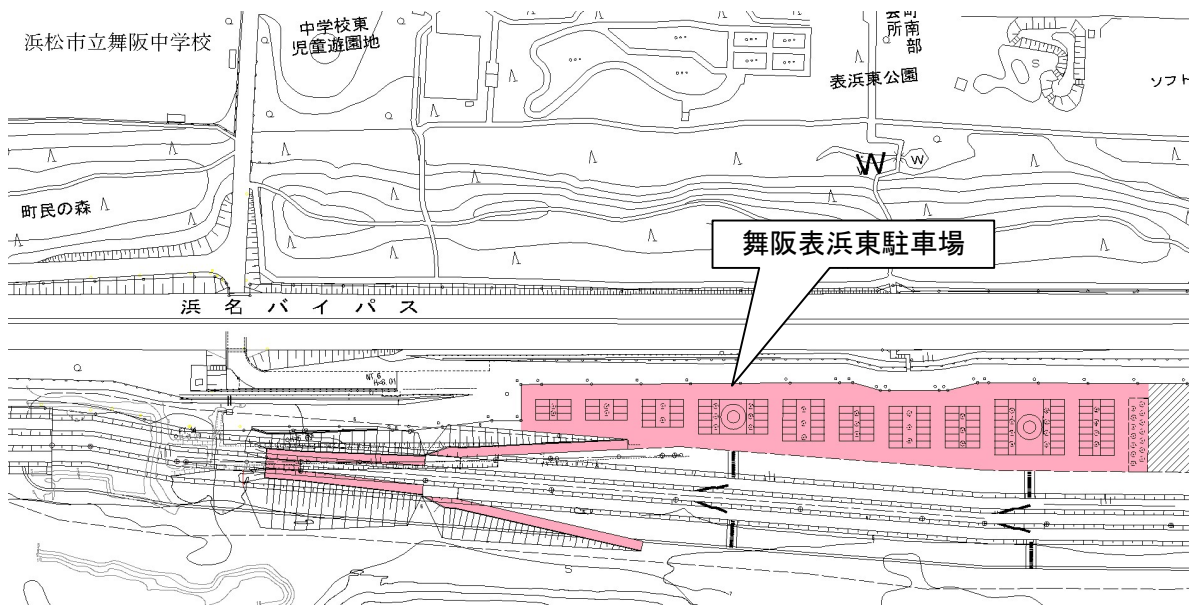
第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・舞阪表浜東駐車場は防潮堤工事に伴い、平成27年度をもって一旦は廃止されたが、河川海岸環境整備事業により復元整備され、令和2年4月1日に供用開始予定である。 ・舞阪表浜東駐車場は県が施工し、維持管理は県との協定により市が行うこととなっている。 				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーチ・マリンスポーツの振興に寄与するため設置する駐車場について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1 名称及び位置等（第2条、第4条） 名 称：浜松市舞阪表浜東駐車場 位 置：浜松市西区舞阪町舞阪2668番24地先 利用時間：午前零時から午後12時まで 2 駐車料金（第5条） 無料とする。 3 その他利用に関する事 利用の制限、禁止行為等を規定するもの。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	一括答申でお願いしたい。				
担当課	スポーツ振興課	担当者	竹村 昇三	電話	457-2421

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(位置図)



※約90台駐車可能

浜松市舞阪表浜東駐車場条例（案）の概要

- 1 名称及び位置
名 称：浜松市舞阪表浜東駐車場
位 置：浜松市西区舞阪町舞阪2 6 6 8番2 4地先
- 2 利用時間
午前零時から午後1 2時まで
- 3 駐車料金
無料
- 4 利用の制限
駐車場の管理に支障がある場合は利用を制限
- 5 禁止行為等
駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 6 その他
その他、条例施行に必要な事項について

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区協議会新委員推薦案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>◎第1回西区協議会推薦会において委員構成について協議 (令和元年10月16日)</p> <p>◎第2回西区協議会推薦会において委員を推薦する公共的 団体等について協議 (令和元年11月27日)</p> <p>◎第3回西区協議会推薦会において委員を推薦する公共的 団体等について協議、推薦案を決定。 (令和2年1月14日)</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>公共的団体について、現在の団体に加え、新たな団体とし て「浜松市助産師会」を選考(17団体24名)</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	中村 郁夫	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

西区協議会 公共的団体推薦一覧

No.	団体名等	人数	備考
1	西区自治会連合会	8名	
2	西区民生委員児童委員協議会	1名	
3	浜松市人権擁護委員連絡協議会	1名	
4	浜松市西区保護司会	1名	
5	浜松市消防団西区支団	1名	
6	浜松市子ども会連合会	1名	
7	浜松市スポーツ推進委員会	1名	
8	浜名商工会	1名	
9	浜名漁業協同組合	1名	
10	浜松の未来を育てる会	1名	
11	NPO法人 浜松男女共同参画推進協会	1名	
12	浜松の福祉を考える会	1名	
13	NPO法人 ふくろうの森委員会	1名	
14	ゆうとうまちづくり協議会	1名	
15	浜名湖かんざんじ温泉観光協会	1名	
16	浜松市認定農業者協議会西支部	1名	
17	浜松市助産師会	1名	新規

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区協議会公募委員の推薦について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>◎第1回西区協議会推薦会において西区協議会公募委員選考方法について協議 (令和元年10月16日)</p> <p>◎西区協議会公募委員を募集 (募集期間 令和元年12月5日から 令和2年1月6日)</p> <p>◎応募者 1名</p> <p>◎第3回西区協議会推薦会において公募委員を選考 (令和2年1月14日)</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>令和2年1月14日に開催された西区協議会推薦会において選考された公募委員</p> <p>氏名 中村 重男 (なかむら しげお)</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	中村 郁夫	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9回西区協議会 事前配付資料

◎議 事

(1) 諮問事項

第3号 浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について … 1～4 頁

(2) 協議事項

第10号 西区協議会新委員推薦案について … 5～6 頁

第11号 西区協議会公募委員の推薦について … 7 頁

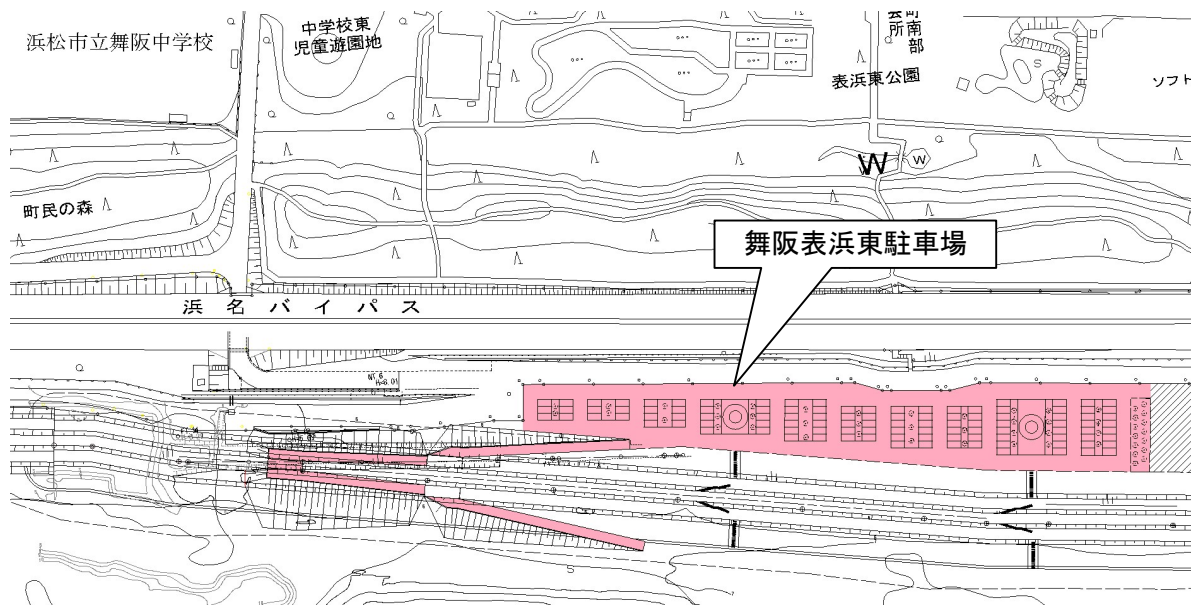
第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・舞阪表浜東駐車場は防潮堤工事に伴い、平成27年度をもって一旦は廃止されたが、河川海岸環境整備事業により復元整備され、令和2年4月1日に供用開始予定である。 ・舞阪表浜東駐車場は県が施工し、維持管理は県との協定により市が行うこととなっている。 				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーチ・マリンスポーツの振興に寄与するため設置する駐車場について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1 名称及び位置等（第2条、第4条） 名 称：浜松市舞阪表浜東駐車場 位 置：浜松市西区舞阪町舞阪2668番24地先 利用時間：午前零時から午後12時まで 2 駐車料金（第5条） 無料とする。 3 その他利用に関する事 利用の制限、禁止行為等を規定するもの。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	一括答申でお願いしたい。				
担当課	スポーツ振興課	担当者	竹村 昇三	電話	457-2421

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(位置図)



※約90台駐車可能

浜松市舞阪表浜東駐車場条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、ビーチスポーツ及びマリンスポーツを行う者の利便性の向上を図ることにより、これらの振興に寄与するため設置する駐車場について必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第2条 駐車場は、浜松市舞阪表浜東駐車場（以下「駐車場」という。）といい、浜松市西区舞阪町舞阪2668番24地先に置く。

（供用時間）

第3条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（入出場時間）

第4条 駐車場に入場し、又は出場することができる時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（駐車料金）

第5条 駐車場の使用料は、無料とする。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設を汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

（禁止行為）

第7条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（供用の休止）

第8条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（損害賠償の義務）

第9条 駐車場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区協議会新委員推薦案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>◎第1回西区協議会推薦会において委員構成について協議 (令和元年10月16日)</p> <p>◎第2回西区協議会推薦会において委員を推薦する公共的 団体等について協議 (令和元年11月27日)</p> <p>◎第3回西区協議会推薦会において委員を推薦する公共的 団体等について協議、推薦案を決定。 (令和2年1月14日)</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>公共的団体について、現在の団体に加え、新たな団体とし て「浜松市助産師会」を選考(17団体24名)</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	中村 郁夫	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

西区協議会 公共的団体推薦一覧

No.	団体名等	人数	備考
1	西区自治会連合会	8名	
2	西区民生委員児童委員協議会	1名	
3	浜松市人権擁護委員連絡協議会	1名	
4	浜松市西区保護司会	1名	
5	浜松市消防団西区支団	1名	
6	浜松市子ども会連合会	1名	
7	浜松市スポーツ推進委員会	1名	
8	浜名商工会	1名	
9	浜名漁業協同組合	1名	
10	浜松の未来を育てる会	1名	
11	NPO法人 浜松男女共同参画推進協会	1名	
12	浜松の福祉を考える会	1名	
13	NPO法人 ふくろうの森委員会	1名	
14	ゆうとうまちづくり協議会	1名	
15	浜名湖かんざんじ温泉観光協会	1名	
16	浜松市認定農業者協議会西支部	1名	
17	浜松市助産師会	1名	新規

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区協議会公募委員の推薦について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>◎第1回西区協議会推薦会において西区協議会公募委員選考方法について協議 (令和元年10月16日)</p> <p>◎西区協議会公募委員を募集 (募集期間 令和元年12月5日から 令和2年1月6日)</p> <p>◎応募者 1名</p> <p>◎第3回西区協議会推薦会において公募委員を選考 (令和2年1月14日)</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>令和2年1月14日に開催された西区協議会推薦会において選考された公募委員</p> <p>氏名 中村 重男 (なかむら しげお)</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	中村 郁夫	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9回西区協議会 当日配付資料

◎議事

(3) 報告事項

第3号 弁天島海浜公園再整備事業について … 1頁

資料1 … 2頁～5頁

企画提案書 … 6頁～10頁

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項				
件 名	弁天島海浜公園再整備事業について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>[経 緯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 29 年度、民間活力の導入を前提とした弁天島海浜公園の再整備について、事業者からのサウンディング（聞き取り）調査を実施し、大筋で再整備は可能との回答を得た。 ▶ この調査結果を踏まえて公募内容を整理し、公園の土地を民間事業者に貸し付け、再整備と運営を担っていただくため、平成 30 年度に関係条例の改正と公園としての位置付け廃止を決定した。 (平成 31 年 1 月：西区協議会諮問、平成 31 年 3 月：市議会議決) ▶ 本年度、再整備事業者の公募を行ったところ、2 者から企画提案があった。これについて選定委員会で審査した結果、「弁天島海浜公園再整備事業共同事業体（代表者：株式会社呉竹荘）」を優先交渉権者として決定した。 				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>[優先交渉権者の決定] 弁天島海浜公園再整備事業共同事業体 代表者：株式会社呉竹荘 構成員：株式会社 KTS ホスピタリティ、東海ビル管理株式会社、株式会社東海まちづくり研究所、株式会社東海トラベル</p> <p>[優先交渉権者の企画提案の概要] (1) 事業期間：49 年間 (2) 総事業費：約 14 億円 (3) 整備予定施設： [第 1 期計画（令和 4 年完成予定）] 宿泊施設、商業施設、スポーツ・イベント広場、交流広場 [第 2 期計画（令和 12 年完成目標）] フィッシャーマンズワーフ、第 2 棧橋</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ～令和 2 年 2 月 事業者、地元関係者、市の間での各種協議 ▶ 令和 2 年 3 月 事業者と覚書の締結（仮契約） ▶ 令和 2 年 3 月末頃 公正証書の作成（本契約）、公園条例の廃止 ▶ 令和 2 年 4 月 事業者への土地引き渡し ▶ ～令和 4 年 3 月頃 調査・設計、施設の建設等工事 ▶ 令和 4 年春頃 施設オープン 				
担当課	観光・シティプロモーション課	担当者	稲葉 顕	電話	053-457-2295

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

弁天島海浜公園再整備事業について

浜松市観光・シティプロモーション課

1 これまでの経緯

(1) 再整備事業公募の趣旨

- ▶ 弁天島海浜公園(以下、公園)は、潮干狩りや磯遊びなどの体験観光、遠江八景に数えられる夕日の鑑賞ができるほか、近隣では浜名湖産の海産物を堪能できるなど、地域を代表する観光拠点として位置付け。
- ▶ 平成29年度に本市が実施したサウンディング調査では、民間活力の導入による公園の再整備事業について、「事業実施の可能性あり」との回答を多数得たことから、舞阪・弁天島地区を中心とする周辺地域の地域振興と観光振興に向けて、当該事業の公募を行うこととした。

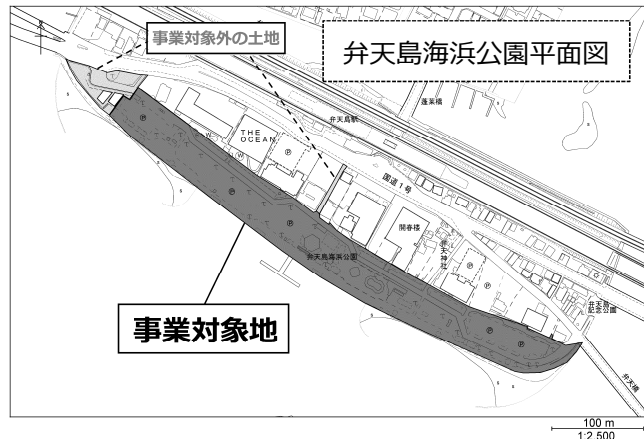
(2) 再整備事業の主な実施状況とスケジュール

年月	項目	内容
平成29年12月	浜名湖弁天島地域活性化協議会	調査の実施について事前報告
平成30年2月	サウンディング調査	調査の実施：11事業者の参加
3月		調査結果の公表
9月	浜名湖弁天島地域活性化協議会	公募内容の方向性について中間報告
平成31年2月	西区協議会	再整備事業の実施及び関係条例の改正(公園の廃止)について諮問
	3月	⇒ 3月：「適切である」との答申 再整備事業の実施に伴う関係条例の改正(公園の廃止)議案の議決
3月	浜松市議会	再整備事業の実施に伴う関係条例の改正(公園の廃止)議案の議決
3月	浜名湖弁天島地域活性化協議会	公募内容の方向性について最終報告
4月		公募の開始
令和元年5月		事前説明会、現地見学会の実施
8月	再整備事業	企画提案書の締切：2事業者の提出
10月		再整備事業の優先交渉権者を決定 (2～3ページ参照)
11月	浜松市議会	優先交渉権者の決定について報告
令和2年1月	舞阪地区自治会連合会、 浜名湖弁天島地域活性化協議会	再整備事業について説明
1月	関係住民説明会	再整備事業について説明・報告
1月	西区協議会	再整備事業について説明・報告
～2月		事業者、地元関係者、市での協議
3月		事業者と市での覚書締結(仮契約)
3月末頃		公正証書の作成(本契約)、公園の廃止
4月	再整備事業	事業者へ土地の引き渡し
～令和3年3月		事業者による調査・設計
～令和4年3月		事業者による建設及び関係工事
春頃		施設のオープン

2 公募の概要と優先交渉権者の決定について

(1) 公募の概要

- ① 貸付物件
浜松市西区舞阪町弁天島 3775-2
浜松市弁天島海浜公園
- ② 整備手法
公園の土地を貸し付けて
民間資本により施設を整備する
- ③ 貸付期間 10年以上 50年未満
- ④ 貸付料 年額 10,100,000 円
- ⑤ 貸付面積 約 26,888 ㎡
- ⑥ 整備内容・管理運営などの主な条件



項目	条件
建築物の高さ	地上10mまで。
整備施設	風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業は禁止。
管理運営	施設の営業に際して、騒音や照明などに配慮し、近隣の迷惑とならないようにする。
周辺環境への配慮	工事期間中は、浜名湖を始めとする周辺環境に悪影響を与えることのないよう十分に配慮して施工する。
市民等の利用	貸付敷地内は、市民の散歩や海水浴客の通り抜けなど、自由に通行できるようにする。
イベント連携	他の団体が実施する地域振興や観光振興につながる誘客イベントとの相乗効果を発揮できる整備内容とする。
地元事業者への配慮	浜名漁業協同組合等が行う漁業活動を妨げない。中央栈橋を活用した潮干狩りや磯遊びなどの事業を妨げない。
地元団体との協議	事業対象の土地には、「弁天島遊船組合」と「舞阪町観光協会」の2団体の事務所があり事業運営をしているため、各団体と協議のうえ、機能保持について十分に配慮する。
事前協議	事業者は、地元関係者や市関係課との事前協議を行うものとする。

(2) 優先交渉権者の選定結果

- ① 選定委員 9人(行政4人、観光・商工団体2人、学識経験者2人、弁護士1人)
- ② 評価点 1人あたり150点満点
- ③ 評価方法 各委員の評価点が90点以上かつ評価点総計が最も高い者を選定
- ④ 選定結果 「弁天島海浜公園再整備事業共同事業体」を優先交渉権者に選定
(代表者：(株)呉竹荘 構成員：(株)KTS ホスピタリティ、東海ビル管理(株)、(株)東海まちづくり研究所、(株)東海トラベル)

3 優先交渉権者の企画提案内容

(1) 事業概要

① 契約方法 事業用定期借地権設定契約

② 事業期間 49年間

③ 総事業費 約14億円

④ 整備予定施設

【第1期計画 2022年完成目標】

☞ 宿泊施設(延床面積 2,092 m²)

☞ 商業施設(延床面積 606 m²)

☞ スポーツ・イベント広場(面積 990 m²)

☞ 緑の交流広場(面積 220 m²)

【第2期計画 2030年完成目標】

☞ (仮称)弁天島フィッシャーマンズワーフ(面積 1,000 m²)

☞ 第2 棧橋

⑤ その他

①～④の内容は、すべて優先交渉権者からの提案内容に基づくもの。詳細は、市及び地元関係者等との協議により調整を行う。

(2) 企画提案書の概要

別紙のとおり

4 再整備事業の進め方について

(1) 今後のスケジュール(再掲)

- 令和2年2月頃までに事業者や地元関係者の方との協議を整える予定。
3月には、事業者と公園の土地貸付に係る覚書(仮契約)を締結し、公正証書の作成(本契約)を経て4月には土地を引き渡す予定。
- 土地の引き渡し後は、事業者による調査・設計・工事を経て、令和4年春頃の施設オープンを目指している。

年月	項目	内容
1月	関係住民説明会	再整備事業について説明・報告
1月	西区協議会	再整備事業について説明・報告
～2月		事業者、地元関係者、市での協議
3月		事業者と市での覚書締結(仮契約)
3月末頃		公正証書の作成(本契約)、公園の廃止
4月	再整備事業	事業者へ土地の引き渡し
～令和3年3月		事業者による調査・設計
～令和4年3月		事業者による建設及び関係工事
春頃		施設のオープン

(2) 事業実現性の担保について

◆ 具体的な整備内容は、土地の引き渡し後に詳細を詰めていく。

- 公正証書を作成し、事業者が土地を引き渡した後に、事業者による測量調査や基本設計・実施設計などを経て、施設の整備工事が開始される。
- 現段階での事業者の企画提案内容は基本構想であるため、設計段階において、整備予定施設の規模や位置、内容の一部見直しなどが想定される。
- そのため、具体的な整備内容が明確になるのは、各種調査や設計が完了する予定である令和3年3月頃の見込み。

◆ 公正証書に整備内容に関する規定を盛り込むことで、事業実現性を担保する。

- 事業者への土地の引き渡し後に具体的な整備内容を詰めていくため、事業実現性の担保が課題となる。
- 覚書締結時において、整備内容は当初の企画提案内容を逸脱しないことや、事業計画に沿って整備を進めること、地元関係者や地域住民の意見を可能な限り反映すること、市の承認を得なければ整備を実施できないことなどを明記することにより、事業実現性を担保する。

【別紙】 企画提案書

令和2年1月29日_西区協議会

①開発コンセプト

1. 開発コンセプト

「表浜名湖 クールアイランド」
～カッコいい浜名湖の魅力が五感を刺激する感動空間！～

私たちは、弁天島海浜公園の再整備にあたり、浜名湖の魅力が詰まったエリアとして施設整備し、アメリカ人の憧れの地として有名な「マイアミビーチリゾート」のように、多くの人々に愛され、親しまれる空間として、訪れた人々の五感を刺激する感動空間とすることを目指します。

2. 施設整備方針

宿泊 リゾート感あふれるホテル棟の整備

インパウンド、FIT、サイクリスト、日本人観光客を対象としたお洒落なホテルを整備します。



公益 交流拠点となる公共公益的機能の導入・整備

商業施設内にツアーデスクを設け、コンシェルジェを配置し、浜名湖観光の案内を行います。サイクルステーション（レンタサイクル等）も併設します。

公益 スポーツ・イベント広場の整備

ビーチスポーツやイベントが開催できる広場を整備し、1年を通して楽しめる場を提供します。

商業 地域物産・特産品を活かした物販施設の整備

浜名湖特産品やオリジナル商品が詰まったショップを整備し、地域経済の振興に寄与



商業 浜名湖の食の魅力が感じられる飲食施設の整備

浜名湖の幸、山の幸を使ったメニューの提供、ファストフードやスイーツなど「食」を通して集客力の向上を図ります。



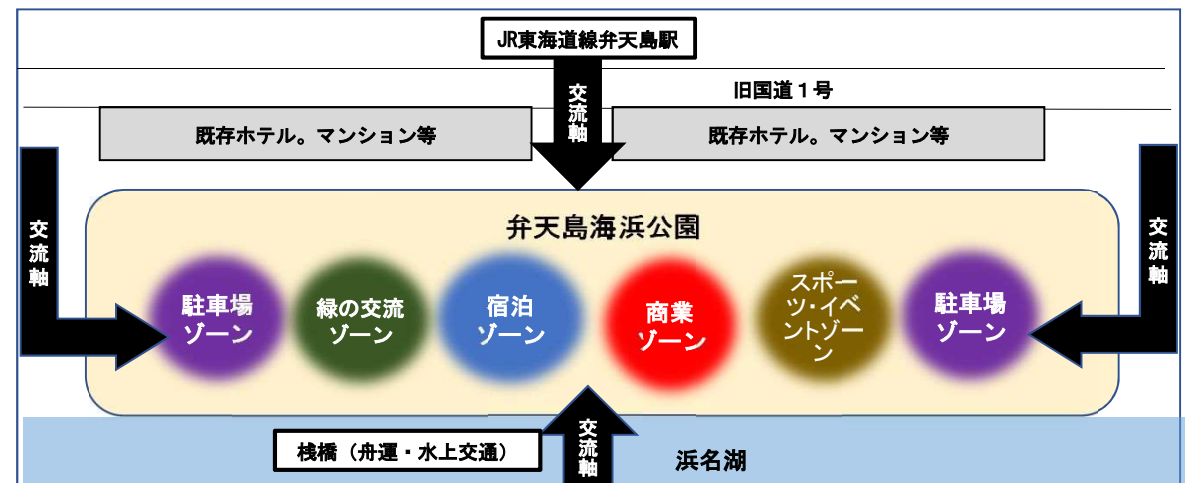
交通 水上交通拠点づくりとフリッジパーキングの導入

浜名湖の南北を結ぶ水上交通の拠点づくりに向け、新たな棧橋を整備。また、駐車場は周辺施設と連携できるフリッジパーキングとして利用しやすい環境を整備します。



3. 土地利用方針（ゾーニング計画）

- 東西に長い区域であるため、区域のエリア中心付近に施設配置し、東ゲート、西ゲートからのアクセシビリティに考慮した計画とします。
- 区域を駐車場ゾーン、スポーツ・イベントゾーン、ホテル棟、商業棟（物販・飲食）の2棟2ゾーンによる整備を行います。
- 施設高さは、区域北側に立地するホテルやマンションからの眺望を確保するため、10m以下に制限します。
- 区域の回遊性を確保するため、既存の歩道ゾーンを有効活用していきます。
- 区域全体に既存の休憩施設を活かしつつ、新たに施設を整備する区域にある休憩施設は移設し、憩いのエリアの確保に努めます。
- 既存の緑に加え、リゾート感を演出するため、植栽計画による緑化事業に取り組みます。



②施設断面図及び施設整備計画

【施設断面図及び施設整備計画】

施設整備計画は、第1期、第2期計画に分け、社会・経済情勢を踏まえながら取り組むものとします。

◆第1期計画・・・・・・2022年完成目標

◆第2期計画・・・・・・2030年完成目標

区分	整備内容
第1期計画（2022年完成目標）	宿泊ゾーン、商業ゾーン、スポーツ&イベントゾーン、緑の交流ゾーン
第2期計画（2030年完成目標）	フィッシャーマンズワーフ、第2棧橋

屋上 表浜名湖クールテラス（展望デッキ）
 2階 レスレストラン、カフェ
 1階 土産品販売
 売店（菓子・飲料・レジャー用品）
 スイーツ&ファストフード
 観光案内所、観光情報コーナー、ツアーデスク
 サイクル・ステーション（レンタル）
 ビーチ&マリン&サイクルスポーツミュージアム
 浜名湖環境ギャラリーコーナー（展示）
 手荷物預かり、更衣室、WC

・イベント（フェス、マルシェ）
 ・スポーツ（フットサル、グラウンドゴルフ、フィットネスヨガ等）
 ・サイクリング記念碑
 ・ベンチ（インスタ映えスポット）

スポーツ&イベント交流ゾーン

スポーツ&イベント
芝生広場

（第2期計画）
フィッシャーマンズ
ワーフ

【暫定利用】
 ・オートキャンプ利用サイト
 ・イベント空間

宿泊ゾーン ホテル棟 3階建

（直営）
（インバウンド&サイクリスト対応）
 ・シングル
 ・ツイン
 ・ドミトリー
 入浴施設

商業ゾーン 商業・サービス棟（2階建）

テラス（展望デッキ）
 （テナント）
 ・飲食店、カフェ、屋上デッキ
 ・物販、カフェ&スイーツ（テナント）
 ・観光案内、サイクル・ステーション

緑の交流ゾーン

小さな結婚式
・ビーチチャペル

（第2期計画） 第2棧橋

・シンボルツリー（挙式）
 ・サイクリング碑
 ・水上交通発着
 ・プレジャーボート一時停泊

※騒音や光害など周辺住民に配慮して、キャンプ・バーベキューは渚園と連携

④イメージパース-1

【イメージパース:全景】



⑤イメージパース-2

【イメージパース:東側からのイベント・スポーツ広場と商業。飲食施設】



第9回 西区協議会次第（追加議案）

3 議事（追加議案）

(4) 答申事項

第3号 浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について

第9回西区協議会
当日配付資料
(追加議案)

◎議事（追加議案）

(4) 答申事項

第3号 浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について … 1頁

諮問事項に対する答申書

西区協議会

<p>件 名</p>	<p>浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について</p>
<p>諮 問 内 容</p>	<p>浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について諮問するもの。</p>
<p>答 申</p>	<p>諮問の内容について審議した結果、条例制定は必要と認めます。 なお、本協議会として、次のような意見を申し添えます。 適正に管理され、利用しやすい駐車場となるようお願いしたい。</p>
<p>備 考</p>	

浜松市舞阪表浜東駐車場条例（案）の概要

- 1 名称及び位置
名 称：浜松市舞阪表浜東駐車場
位 置：浜松市西区舞阪町舞阪2 6 6 8番2 4地先
- 2 利用時間
午前零時から午後1 2時まで
- 3 駐車料金
無料
- 4 利用の制限
駐車場の管理に支障がある場合は利用を制限
- 5 禁止行為等
駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 6 その他
その他、条例施行に必要な事項について

